

①住宅確保要配慮者属性別の状況一覧

属性	対象者数	住まいの状況	配慮に必要な項目	賃貸住宅向け施策			持ち家世帯向け施策
				低額所得者向け施策		中・高額所得者向け施策	
				市営住宅カバー率（※4） 市営住宅居住世帯数／借家居住世帯数（％）	賃貸入居者かつ低額所得者向け施策		
高齢者	200,985 世帯（H17） ※うち借家：52,534 世帯	・持ち家割合高い（76％）。ただし高齢単身では持ち家が6割弱。民間賃貸が3割、公的住宅が1割 ・7割以上が居住年数20年以上 ・多少不便になっても、そのまま住み続けることを当然と思っている者が多い（経済的な問題もあり、転居や改修に消極的）。 ・住み替え希望者は1割強 ・住み替え希望理由は、住宅事情（老朽、狭い、日当たり悪いなど）が多い。 ・手すり設置等の高齢者対応は進んでいない（6割が手付かず）。	・家賃支払いができること ・緊急時に備え、近隣に保証人の確保が必要	19.1％ ※市営住宅入居世帯数10,017世帯	・家賃債務保証制度	・UR都市機構 ・高齢者向け優賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅 ・家賃債務保証制度 ・介護保険の住宅改修	・介護保険の住宅改修 ・生活福祉資金貸付制度
障がい者	98,436 人（H20.3） （※2） ・身体障がい者78,481 人 ・精神障がい者9,678 人 ・知的障がい者10,277 人	・親と同居する人が圧倒的に多い。（親も独立させたがらない。家族が倒れて始めて一人暮らしに） ・施設は、再入所不可なので積極的に退所しない。 ・民間住宅で身体障がい者同士のシェアリングの例が見られる。 ・障害者が主に家計を支える場合、収入は障害年金と生活保護という場合が多いが、一般企業に就労しているなど比較的経済的にゆとりがある者は住居にも困らない。 ・賃貸住宅では現状復帰の問題があり改造しにくい。 ・転居は、住宅のほかに介護者やサポート先を見つける必要があり、時間と労力の負担が大きい。 ・主な移動手段が公共交通機関なので、便のよい地域を求める。（身体障がい者） ・車いすの利用できる住宅の家賃は、高く、障害年金や生活保護では暮らせない。（精神・知的障がい者） ・民間賃貸を探す際、不動産業者や大家に理解されない。 ・安いアパート等では壁が薄く、騒音（壁たたく等）でトラブルとなる。	・自立して生活できること（認知症等） ・車椅子等の性能が確保できていること。（障がい者の場合）	不明 ※市営住宅入居世帯数2,143世帯（京北の住宅等一部の住宅を除く。）	・住宅改造相談事業 ・生活福祉資金貸付制度 ・家賃債務保証制度 ・いきいきハウジングリフォーム（重度障がい者）	・UR都市機構 ・住宅改造相談事業 ・生活福祉資金貸付制度 ・家賃債務保証制度 ・いきいきハウジングリフォーム（重度障がい者）	・住宅改造相談事業 ・生活福祉資金貸付制度 ・いきいきハウジングリフォーム（重度障がい者）
母子	10,062 世帯（H17） ※うち借家：7,282 世帯	調査中		24.3％ ※市営住宅入居世帯数1,773世帯	・家賃債務保証制度（子育て世帯）	・UR都市機構 ・家賃債務保証制度（子育て世帯）	（なし）
父子	930 世帯（H17） ※うち借家：380 世帯	調査中		23.4％ ※市営住宅入居世帯数89世帯	・家賃債務保証制度（子育て世帯）	・UR都市機構 ・家賃債務保証制度（子育て世帯）	（なし）
外国人	20,975 世帯（H17） ※うち借家：12,731 世帯 ※（留学生：4,311 人 ^⑩ ）	・オールドカマーは持家率が高い（69.2％）。 ・ニューカマーは賃貸住宅が多い（56.7％、民間40.3％、公営16.4％）が、持家率も若干増えつつある。（※3） ・賃貸制度の問題（更新料や保証人）や敷金・礼金を負担に感じる人が多い。 ・民間賃貸住宅を探す際、対応の悪さや入居拒否の経験が2割 ・賃貸制度や金銭的な問題が公的住宅へのニーズにつながっている。		9.8％ ※市営住宅入居世帯数1,246世帯	・家賃債務保証制度 ・外国人のための物件検索サイト HOUSE-navi ・京都地域留学生住宅保証制度	・外国人のための物件検索サイト HOUSE-navi ・京都地域留学生住宅保証制度	（なし）
被保護者	26,242 世帯（H20.8）	・京都市の場合、住宅扶助費として支給できる一箇月の家賃の上限は、平成20年度の場合、単身世帯で42,500円、二人以上の世帯で55,000円、七人以上の世帯では66,000円となっているが、母子家庭等で世帯の人数が多い場合、住宅扶助基準額の上限以下の家賃で十分な居住スペースのある民間住宅の物件を確保することは相当に困難である。収入が少なく、住むところが非常に限定される。		20.3％（※5） ※市営住宅入居世帯数5,328世帯	・住宅扶助 ・生活福祉資金貸付制度		

（※1）民間賃貸住宅への公的関与による支援については、上記のほかすまいよろず相談事業がある。（※2）障害者手帳交付数。（※3）1952年以前からの居住者をオールドカマー（大部分が特別永住者及び永住者）、それ以降の居住者をニューカマー（就労、就学及びそれらの配偶者等）として分類。（※4）平成21年2月現在の入居世帯にて算出（※5）持ち家に住む世帯方が少ないことから被保護世帯が全て借家に住んでいると家庭して算出